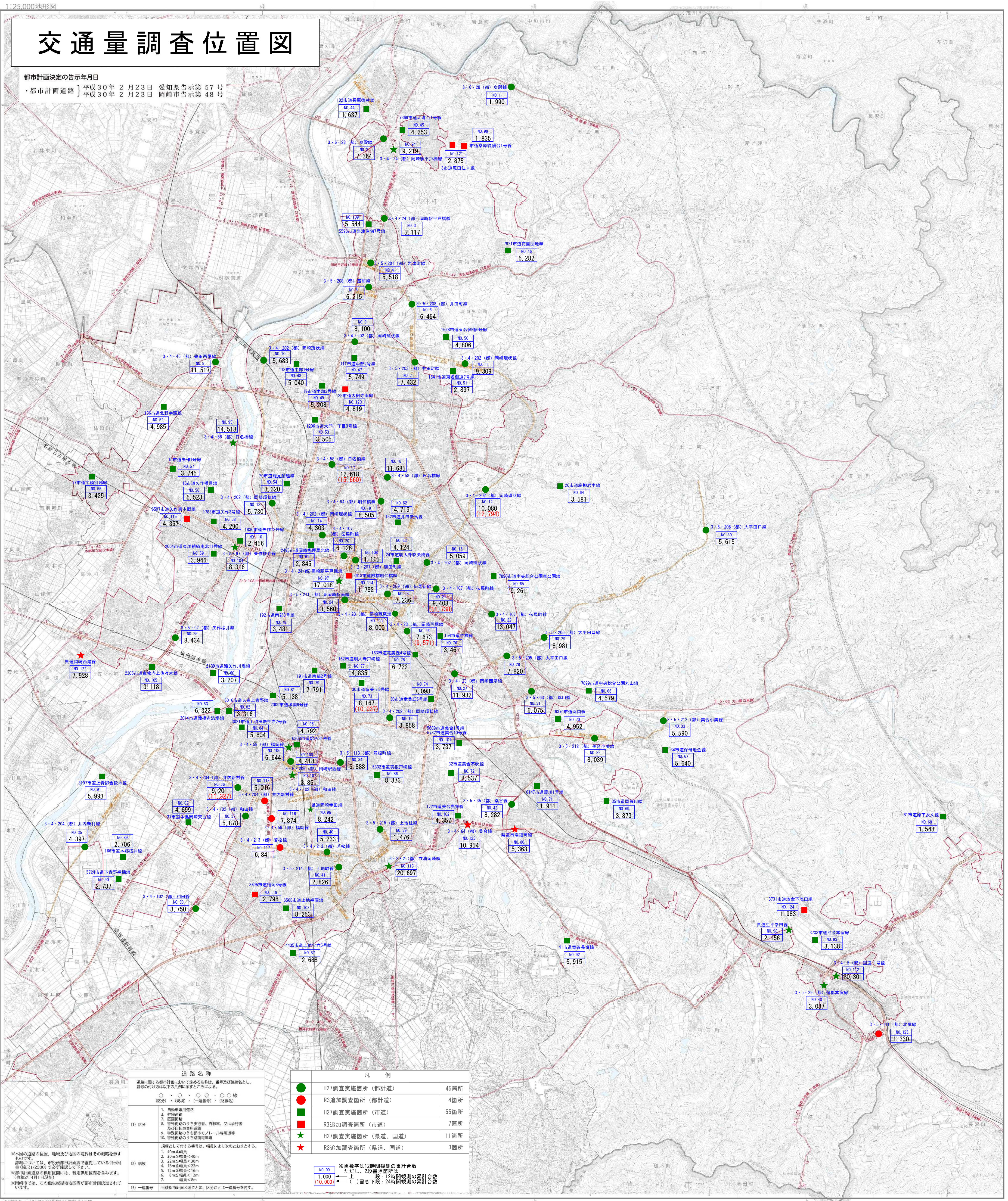




交通量調査位置図

都市計画決定の告示年月日

・都市計画道路 } 平成30年 2月23日 愛知県告示第57号
 } 平成30年 2月23日 岡崎市告示第48号



道 路 名 称	
道路に関する都市計画決定により定まる名称、番号及び路線名とし、番号の付け方は以下の規則によりすることによる。	
	○ ○ ○ ○ ○ 〚 (区分)・(現況) (一連番号) (路線名)
(1) 区分	1. 自動車専用道路 2. 幹線道路 3. 支線道路 4. 特殊技術のうち歩行者、自転車、又は歩行者 利用可能な道路 5. 特殊技術のうち歩行者・自転車専用道路 6. 特殊技術のうち児童車専用
(2) 現況	現況として使用する番号は、橋より優先のものとす。 1. 30m未満 2. 30m未満員<30m 3. 22m未満員<30m 4. 16m未満員<22m 5. 12m未満員<16m 6. 8m未満員<12m 7. 員<8m
(3) 一連番号	当該都市計画区域ごとに、区分ごとに一連番号を付す。

凡 例		
●	H27調査実施箇所（都計道）	45箇所
●	R3追加調査箇所（都計道）	4箇所
■	H27調査実施箇所（市道）	55箇所
■	R3追加調査箇所（市道）	7箇所
★	H27調査実施箇所（県道、国道）	11箇所
★	R3追加調査箇所（県道、国道）	3箇所

※黒数字は12時間観測の累計台数
ただし、2段書き箇所は
1,000 ← 上 段：12時間観測の累計台数
(10,000) ← ()書き下段：24時間観測の累計台数